

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度利用地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成26年2月24日

京都市長 門川 大作

## 1 都市計画を定める土地の区域

### 変更する部分

下京区東塩小路町，東塩小路由畑町，東塩小路高倉町，東塩小路釜殿町，若宮町，東町，北不動堂町，南不動堂町，油小路町，東大工町，南町，東油小路町，御方紺屋町，郷之町，上之町，小稲荷町，下之町，東之町及び西之町の各全部

下京区中居町，東境町，西境町，塩小路町，新シ町，材木町，飴屋町，真芋屋町，桜木町，新日吉町，稲荷町，大宮町，菱屋町，米屋町，文覚町，福本町，夷之町，八百屋町，大黒町，土橋町，鎌屋町，西油小路町，松明町，西九条北ノ内町，川端町及び屋形町の各一部

南区西九条北ノ内町，西九条院町，東九条鳥居口町，東九条上殿田町及び東九条西山王町の各一部

## 2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

## 3 縦覧期間

平成26年2月24日から平成26年3月10日まで（ただし、土曜日，日曜日及び休日は除く。）

## 4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

## 5 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画

の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし，郵送による場合は，期間満了の日までの消印のあるものは有効），京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地，京都市都市計画局都市企画部都市計画課），ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（tokeika@city.kyoto.jp）によって提出してください。

## 6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）